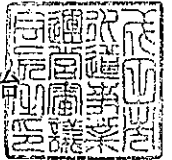


令和 6 年 7 月 2 日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市水道事業運営審議会

会長 遠藤 美代治



水道料金のあり方について（答申）

令和 6 年 5 月 1 4 日付け成水業第 1 8 2 号にて諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申いたします。

記

1. はじめに

水道事業は、市民生活を送るうえで欠かすことのできないものであるとともに、社会経済活動を支える極めて重要なライフラインでもあり、常に安心して安全な水を安定的に供給していく責務がある。また、独立採算制を原則とし事業費を水道料金収入等で賄うものとされている。

水道事業の事業費に関しては経費負担の原則に基づき、健全な経営の確保や近年多発する災害に強い施設整備を計画的に進めていく上で必要な費用を利用者が水道料金として負担するものとされ、その料金体系は公正かつ妥当なものである必要がある。

現行水道料金は平成 2 4 年に当時の経営状況や物価水準に基づき算定されたものであり、現下の情勢においては建設投資等による減価償却費の増加や資材・労務単価の上昇、印旛広域水道用水供給事業からの受水量増加、物価高騰等、厳しい経営環境の変化に十分対応できず、諮問書によれば令和 2 年度より 3 期連続で純損失を計上し、令和 5 年度決算見込みにおいては利益積立金を使い果たし繰越欠損金が生じることとなる。また、諮問書に添えられた水道料金改定案(素案)(※以下、「素案」)の「財政収支の見通し」によれば今後も損失が見込まれ、損益勘定留保資金についても令和 9 年度にはマイナスとなり、事業の継続が困難となる見通しである。

以上を鑑みると、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである水道事業に対し、将来にわたって持続的かつ安定した経営基盤を確保するためには、現在の経営実態や施設整備計画を含め将来予測を考慮した料金の見直しが必要であると考えます。



2. 水道料金の算定方式について

水道料金の算定にあたり、素案では総括原価方式が採用されている。総括原価方式は算定期間中の営業費用、資本費用から料金収入以外の収入を控除費用として差引き、所要の総括原価（料金収益）を算定するものであり、今回の料金改定において（公社）日本水道協会監修の「水道料金算定要領」に基づく同方式を採用することは適切であると考える。

3. 料金改定時期及び算定期間について

水道料金の改定時期については、先送りすることにより累積赤字が積み上がり所要の改定率が更に上がってしまうほか、財源不足によって水道事業の運営が困難となることから経営上安定した資金繰り確保のため、速やかに実施すべきである。その上で利用者への十分な周知と理解を得ることが不可欠であることから、素案に示されたとおり令和7年4月を改定時期とすることが妥当である。

料金算定期間については「水道料金算定要領」の中で料金の安定性、期間的負担の公平性、原価等の将来予測把握の妥当性などの要素を考慮すると、おおむね3年から5年を基準に設定することが妥当とされている。今回はこの中で、現時点での施設整備計画や経営環境の変化を踏まえ、また、次期改定まで可能な限り長い期間安定した料金体系の確保を重視する観点から見て、最もバランスの取れている5年間とすることが望ましい。

4. 改定率及び料金体系について

改定率の審査にあたっては、以下の視点や条件を踏まえて素案について検討を行った。

- ①料金算定期間中の収益的収支において、単年度決算が赤字にならないこと。
- ②損益勘定留保資金は、不慮の事故や災害発生等、水道料金収入が得られない状況になった場合でも企業債の元利償還金や受水費の支払いを可能とするため、料金算定期間を通じて約14億円を留保すること。

その結果、素案に示されたとおり料金算定期間である令和7年度から令和11年度迄の5年間を対象に、現行料金から37%引き上げることが妥当である。

料金体系については、口径別では各口径の利用者間での負担の公平を図る観点から、素案に示された通り全ての利用者に対して一律に改定することが妥当である。

また、基本料金と従量料金の比率に関しては、今回は改定が必要となった経緯や社会情勢等との関連性が比較的小さく、現行の基本／従量比を維持することが妥当であると考える。

5. 附帯意見

・水道は利用者の生活や社会経済活動を支える不可欠なライフラインであり、将来にわたり安心して利用できる強靱さが求められている。老朽化による更新需要の増大のほか、管路の耐震化など近年頻発する災害に強く安定した水道事業の継続に向け、優先順位なども考慮し必要な設備投資を計画的に行うこと。

・コスト低減に向け補助金や損益勘定留保資金を可能な限り活用することや、設備の管理運用にあたっては定期的な点検を行い適切な時期に更新・修繕を実施するなど、合理的な経営効率化に向けた取組みの更なる推進により、より持続可能な経営に努めること。

・素案の改定率を見ると前回改定時と比較して値上げの幅が大きく、物価高騰等利用者の生活が圧迫されている状況の中、その大幅な負担増の影響を鑑み、利用者の負担軽減・高料金対策が求められる。独立採算制の原則を尊重しつつも過去、前回改定時や近年の他事業体の例もあり、市一般会計からの繰入れを検討すべきである。

・基本・従量比の考え方で現行の比率を維持する案以外に委員から基本料金の比率を上げるべきという意見と、逆に従量料金の比率を上げるべきという双方の意見が出されたほか、口径別料金で現行案において単身者向け口径（13mm）の料金が他と比較して相対的に安過ぎるという指摘等、意見集約に時間を要した。これらの課題に対しては料金改定の後に策定される水道事業ビジョンや経営戦略の中で継続して検討、整理すべきである。

・改定料金の利用者への周知にあたっては、十分な期間と様々な手段の確保のもと、丁寧な説明をもって行うこと。